

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 信貴 良太

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算 出 基 礎 等			
1 政務活動費	3,224,000	@273000円 × 8ヶ月 =	2,184,000 円		
		@260000円 × 4ヶ月 =	1,040,000 円		
2 その他					
収入合計	3,224,000				

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	291,037	291,037	
研 修 費	0		
要 請・陳 情 活 動 費	18,584	18,584	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	0	0	
広 報・広 聴 費	953,856	953,856	
人 件 費	447,440	447,440	
事 務・事 務 所 費	1,493,399	1,493,399	
支 出 合 計	3,204,316	3,204,316	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

議員氏名 信貴良太

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
人件費	R 7. 4～ R 8. 3	主に来客や電話等の対応、政務に関する資料の作成等の業務を行う事務要因として雇用した。
チラシの印刷・配布	R 8. 3	主に市政情報や議会活動を市民に報告するためにチラシを作製・配布・郵送した。
事務・事務所費	R 7. 4～ R 8. 3	事務所・駐車場賃借 主に政務の調査研究や陳情等を受ける事務所・駐車場として賃借した。
	R 7. 4～ R 8. 3	事務所経費 消耗品、コピー使用料、電話・FAX使用料 水道代、電気代、携帯電話、ゴミ使用料 車両リース

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7/4/7	4-1		¥1,232	-1,232	コピー機使用料	⑨	
R7/4/10		¥819,000		817,768	政務活動費受け入れ		
R7/4/10	4-2		¥7,324	810,444	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R7/4/11	4-3		¥4,224	806,220	ゴミ処分費	⑨	
R7/4/11	4-3-2		¥5,632	800,588	電気代	⑨	
R7/4/15	4-4		¥47,840	752,748	人件費(██████████R7年3月分)	⑧	
R7/4/15	4-5		¥6,930	745,818	PCマウス代	⑨	
R7/4/18	4-6		¥15,954	729,864	ガソリン代	①	
R7/4/18	4-7		¥31,405	698,459	車両リース代	⑨	
R7/4/18	4-8		¥2,902	695,557	microsoft office使用料	⑨	
R7/4/18	4-9		¥2,624	692,933	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/4/18	4-10		¥9,345	683,588	ポネクタ使用料	①	
R7/4/18	4-11		¥5,454	678,134	携帯電話	⑨	
月計		819,000	140,866	678,134			
累計		819,000	140,866	¥678,134			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				678,134			
R7/5/7	5-1		¥1,232	676,902	コピー機使用料	⑨	
R7/5/12	5-2		¥8,457	668,445	ガソリン代	①	
R7/5/12	5-3		¥9,345	659,100	ポネクタ使用料	①	
R7/5/12	5-4		¥31,405	627,695	車両リース代	⑨	
R7/5/12	5-5		¥2,902	624,793	microsoft office使用料	⑨	
R7/5/12	5-6		¥2,624	622,169	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/5/12	5-7		¥5,324	616,845	携帯電話	⑨	
R7/5/13	5-8		¥36,960	579,885	人件費(██████████ R7年4月分)	⑧	
R7/5/16	5-9		¥3,280	576,605	PCディスプレイ台	⑨	
R7/5/23	5-10		¥112,000	464,605	事務所家賃(5月・6月分)	⑨	
月計			213,529	-213,529			
累計		819,000	354,395	464605			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				464,605			
R7/6/6	6-1		¥5,520	459,085	電気代	⑨	
R7/6/10	6-2		¥2,624	456,461	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/6/10	6-3		¥2,902	453,559	microsoft office使用料	⑨	
R7/6/10	6-4		¥31,405	422,154	車両リース代	⑨	
R7/6/10	6-5		¥9,345	412,809	ボネクタ使用料	①	
R7/6/10	6-6		¥13,580	399,229	ガソリン代	①	
R7/6/10	6-7		¥5,336	393,893	携帯電話	⑨	
R7/6/13	6-8		¥6,468	387,425	電気代(5月・6月代)	⑨	
R7/6/13	6-9		¥6,522	380,903	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R7/6/13	6-10		¥4,224	376,679	ゴミ処分代	⑨	
R7/6/17	6-11		¥34,560	342,119	人件費(██████████ R6年5月分)	⑧	
R7/6/27	6-12		¥56,000	286,119	事務所家賃(7月分)	⑨	
R7/6/27	6-13		¥6,550	279,569	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R7/6/27	6-14		¥2,390	277,179	水道代	⑨	
R7.6.29	6-14-2		¥2,500	274,679	ガソリン代	①	
R7.6.30	6-15		¥1,232	273,447	コピー機使用料	⑨	
月計			191,158	-191,158			
累計		819,000	545,553	273,447			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				273,447			
R7/7/10		¥819,000		1,092,447	政務活動費受け入れ		
R7/7/10	7-1		¥2,652	1,089,795	ガソリン代	①	
R7/7/10	7-2		¥2,902	1,086,893	microsoft office使用料	⑨	
R7/7/10	7-3		¥9,345	1,077,548	ポネクタ使用料	①	
R7/7/10	7-4		¥31,405	1,046,143	車両リース代	⑨	
R7/7/10	7-5		¥2,624	1,043,519	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/7/10	7-6		¥5,301	1,038,218	携帯電話	⑨	
R7/7/18	7-7		¥56,000	982,218	事務所家賃(8月分)	⑨	
R7/7/18	7-8		¥43,520	938,698	人件費(██████████ R7年6月分)	⑧	
R7/7/18	7-9		¥12,144	926,554	コピー機 リース代	⑨	
R7/7/23	7-10		¥3,995	922,559	電気代	⑨	
R7/7/25	7-11		¥6,800	915,759	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R7/7/28	7-12		¥2,323	913,436	住宅地図代	③	
R7/7/29	7-13		¥7,345	906,091	電話・FAX・ネット使用料(6月分)	⑨	
月計		819,000	186,356	632,644			
累計		1,638,000	731,909	906,091			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				906,091			
R7/8/6	8-1		¥1,232	904,859	コピー機使用料	⑨	
R7/8/7	8-2		¥10,720	894,139	事務用品	⑨	
R7/8/7	8-3		¥1,498	892,641	事務用品	⑨	
R7/8/12	8-4		¥2,606	890,035	ガソリン代	①	
R7/8/12	8-5		¥2,902	887,133	microsoft office使用料	⑨	
R7/8/12	8-6		¥9,345	877,788	ボネクタ使用料	①	
R7/8/12	8-7		¥31,405	846,383	車両リース代	⑨	
R7/8/12	8-8		¥2,624	843,759	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/8/12	8-9		¥5,306	838,453	携帯電話	⑨	
R7/8/12	8-10		¥2,314	836,139	水道代	⑨	
R7/8/14	8-11		¥3,976	832,163	電気代	⑨	
R7/8/22	8-12		¥29,840	802,323	人件費(██████████ R7年7月分)	⑧	
R7/8/27	8-13		¥2,323	800,000	住宅地図代	③	
月計		0	106,091	-106,091			
累計		1,638,000	838,000	800,000			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				800,000			
R7/9/8	9-1		¥1,232	798,768	コピー機使用料	⑨	
R7/9/9	9-2		¥56,000	742,768	事務所家賃(9月分)	⑨	
R7/9/10	9-3		¥12,860	729,908	ガソリン代	①	
R7/9/10	9-4		¥2,902	727,006	microsoft office使用料	⑨	
R7/9/10	9-5		¥9,345	717,661	ポネクタ使用料	①	
R7/9/10	9-6		¥31,405	686,256	車両リース代	⑨	
R7/9/10	9-7		¥2,624	683,632	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/9/10	9-8		¥5,332	678,300	携帯電話	⑨	
R7/9/10	9-9		¥2,390	675,910	水道代	⑨	
R7/9/11	9-10		¥3,964	671,946	電気代	⑨	
R7/9/16	9-11		¥34,080	637,866	人件費(██████████R7年8月分)	⑧	
R7/9/29	9-12		¥2,323	635,543	住宅地図代	③	
月計		0	164,457	-164,457			
累計		1,638,000	1,002,457	635,543			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				635,543			
R7/10/2	10-0		¥6,890	628,653	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R7/10/2	10-0-2		¥6,983	621,670	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R7/10/6	10-1		¥1,232	620,438	コピー機使用料	⑨	
R7/10/10		¥819,000		1,439,438	政務活動費受け入れ		
R7/10/10	10-2		¥46,400	1,393,038	人件費(██████████ R7年9月分)	⑧	
R7/10/14	10-3		¥4,858	1,388,180	電気代	⑨	
R7/10/20	10-4		¥19,570	1,368,610	ガソリン代	①	
R7/10/20	10-5		¥2,902	1,365,708	microsoft office使用料	⑨	
R7/10/20	10-6		¥9,345	1,356,363	ポネクタ使用料	①	
R7/10/20	10-7		¥31,405	1,324,958	車両リース代	⑨	
R7/10/20	10-8		¥2,624	1,322,334	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/10/20	10-9		¥5,294	1,317,040	携帯電話	⑨	
R7/10/21	10-10		¥56,000	1,261,040	事務所家賃(10月分)	⑨	
R7/10/27	10-11		¥6,720	1,254,320	インク代	⑨	
R7/10/27	10-12		¥7,320	1,247,000	インク代	⑨	
R7/10/27	10-13		¥3,841	1,243,159	インクジェットプリンター代	⑨	
月計		819,000	211,384	607,616			
累計		2,457,000	1,213,841	1,243,159			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,243,159			
R7/11/6	11-1		¥2,978	1,240,181	コピー機使用料	⑨	
R7/11/10	11-2		¥51,600	1,188,581	人件費(██████████ R7年10月分)	⑧	
R7/11/10	11-3		¥2,314	1,186,267	水道代	⑨	
R7/11/12	11-4		¥5,311	1,180,956	携帯電話代	⑨	
R7/11/14	11-5		¥3,170	1,177,786	電気代	⑨	
R7/11/18	11-6		¥6,802	1,170,984	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R7/11/18	11-6-2		¥4,224	1,166,760	ゴミ処分費	⑨	
R7/11/20	11-7		¥10,115	1,156,645	ガソリン代	①	
R7/11/20	11-8		¥2,902	1,153,743	microsoft office使用料	⑨	
R7/11/20	11-9		¥9,345	1,144,398	ポネクタ使用料	①	
R7/11/20	11-10		¥31,405	1,112,993	車両リース代	⑨	
R7/11/20	11-11		¥2,624	1,110,369	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/11/21	11-12		¥56,000	1,054,369	事務所家賃（11月分）	⑨	
R7/11/27	11-13		¥9,157	1,045,212	インク代	⑨	
R7/11/27	11-14		¥2,323	1,042,889	住宅地図代	③	
R7/11/28	11-15		¥6,899	1,035,990	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
月計		0	207,169	-207,169			
累計		2,457,000	1,421,010	1,035,990			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,035,990			
R7/12/8	12-1		¥1,232	1,034,758	コピー機使用料	⑨	
R7/12/10	12-2		¥5,252	1,029,506	ガソリン代	①	
R7/12/10	12-3		¥2,902	1,026,604	microsoft office使用料	⑨	
R7/12/10	12-4		¥9,345	1,017,259	ポネクタ使用料	①	
R7/12/10	12-5		¥31,405	985,854	車両リース代	⑨	
R7/12/10	12-6		¥2,624	983,230	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R7/12/10	12-7		¥5,304	977,926	携帯電話	⑨	
R7/12/10	12-8		¥34,080	943,846	人件費(██████████ R7年11月分)	⑧	
R7/12/10	12-9		¥2,716	941,130	chatGPT使用料	⑨	
R7/12/11	12-10		¥3,094	938,036	電気代	⑨	
R7/12/16			¥13,000	925,036	政務活動費12月分返還		
R7/12/16	12-11		¥56,000	869,036	事務所家賃(12月分)	⑨	
R7/12/17	12-11-2		¥4,224	864,812	ゴミ処分費	⑨	
R7/12/22	12-11-3		¥4,224	860,588	ゴミ処分費	⑨	
R7/12/22	12-12		¥54,640	805,948	視察旅費	①	
R7/12/26	12-13		¥46,967	758,981	事務所家賃(1月分)	⑨	
R7/12/29	12-14		¥2,323	756,658	住宅地図代	③	
月計		0	279,332	-279,332			
累計		2,457,000	1,700,342	756,658			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				756,658			
R8/1/6	1-1		¥1,232	755,426	コピー機使用料	⑨	
R8/1/9		¥780,000		1,535,426	政務活動費受け入れ		
R8/1/9	1-2		¥41,200	1,494,226	人件費(2027年12月分)	⑧	
R8/1/13	1-3		¥2,390	1,491,836	水道代	⑨	
R8/1/13	1-4		¥5,295	1,486,541	携帯電話	⑨	
R8/1/16	1-5		¥11,919	1,474,622	ガソリン代	①	
R8/1/16	1-6		¥2,902	1,471,720	microsoft office使用料	⑨	
R8/1/16	1-7		¥9,345	1,462,375	ポネクタ使用料	①	
R8/1/16	1-8		¥31,405	1,430,970	車両リース代	⑨	
R8/1/16	1-9		¥2,624	1,428,346	Adobe.Illustrator使用料	⑨	
R8/1/16	1-10		¥2,798	1,425,548	chatGPT使用料	⑨	
R8/1/16	1-11		¥5,028	1,420,520	電気代	⑨	
R8/1/19	1-12		¥1,592	1,418,928	視察レンタカー代	①	
R8/1/20	1-13		¥234	1,418,694	視察ガソリン代	①	
R8/1/20	1-14		¥261	1,418,433	視察ガソリン代	①	
R8/1/20	1-15		¥1,200	1,417,233	視察レンタカー代	①	
R8/1/26	1-16		¥6,884	1,410,349	電話・FAX・ネット使用料	⑨	
R8/1/27	1-17		¥2,323	1,408,026	住宅地図代	③	
月計		780,000	128,632	651,368			
累計		3,237,000	1,828,974	1,408,026			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,408,026			
R8/2/6	2-1		¥1,232	1,406,794	コピー機使用料	⑨	
R8/2/10	2-2		¥5,381	1,401,413	携帯電話	⑨	
R8/2/10	2-3		¥2,902	1,398,511	microsoft office使用料	⑨	
R8/2/10	2-4		¥9,345	1,389,166	ポネクタ使用料	①	
R8/2/10	2-5		¥31,405	1,357,761	車両リース代	⑨	
R8/2/10	2-6		¥2,624	1,355,137	Adobe Illustrator使用料	⑨	
R8/2/10	2-7		¥2,801	1,352,336	chatGPT使用料	⑨	
R8/2/10	2-8		¥6,708	1,345,628	ガソリン代	①	
R8/2/13	2-9		¥23,200	1,322,428	人件費(██████████ R8年1月分)	⑧	
R8/2/13	2-10		¥9,380	1,313,048	電気代	⑨	
R8/2/18	2-11		¥40,000	1,273,048	事務所家賃(2月分)	⑨	
R8/2/18	2-12		¥56,000	1,217,048	事務所家賃(3月分)	⑨	
R8/2/20	2-13		¥4,224	1,212,824	ゴミ処分費	⑨	
R8/2/27	2-14		¥2,323	1,210,501	住宅地図代	③	
月計		0	197,525	-197,525			
累計		3,237,000	2,026,499	1,210,501			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,210,501			
R8/3/2	3-1		¥4,224	1,206,277	ゴミ処分費	③	
R8/3/3	3-2		¥6,786	1,199,491	電話・FAX・ネット使用料	③	
R8/3/3	3-3		¥6,869	1,192,622	電話・FAX・ネット使用料	③	
R8/3/6	3-4		¥1,232	1,191,390	コピー機使用料	③	
R8/3/9	3-5		¥24,160	1,167,230	人件費(8年2月分)	③	
R8/3/10	3-6		¥5,311	1,161,919	携帯電話	③	
R8/3/10	3-7		¥3,047	1,158,872	microsoft office使用料	③	
R8/3/10	3-8		¥9,345	1,149,527	ポネクタ使用料	①	
R8/3/10	3-9		¥31,405	1,118,122	車両リース代	③	
R8/3/10	3-10		¥2,624	1,115,498	Adobe Illustrator使用料	③	
R8/3/10	3-11		¥2,730	1,112,768	chatGPT使用料	③	
R8/3/10	3-12		¥8,960	1,103,808	消耗品購入	③	
R8/3/10	3-13		¥19,520	1,084,288	消耗品購入	③	
R8/3/10	3-14		¥1,098	1,083,190	水道代	③	
R8/3/10	3-15		¥8,797	1,074,393	ガソリン代	①	
R8/3/12	3-16		¥9,026	1,065,367	電気代	③	
R8/3/26	3-17		¥4,224	1,061,143	ゴミ処分費	③	
R8/3/27	3-18		¥4,224	1,056,919	ゴミ処分費	③	
R8/3/27	3-19		¥2,323	1,054,596	住宅地図代	③	
R8/3/27	3-20		¥25,056	1,029,540	備品購入費	③	
R8/3/30	3-21		¥287,298	742,242	チラシ印刷、三つ折り、デザイン費	⑦	
R8/3/31	3-22		¥444,798	297,444	チラシメール便代	⑦	
R8/3/31	3-23		¥221,760	75,684	ポスティング代	⑦	
R8/3/31	3-24		¥56,000	19,684	事務所家賃(4月分)	③	
月計		0	1,190,817	-1,190,817			
累計		3,237,000	3,217,316	19,684			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府河内長野市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12 時間 / 週 (1日6時間× 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1200 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 9.6 時間 (週勤務時間数) 12 時間 「※備考欄参照」	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 XXXXXXXXXX 大阪府河内長野市 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日及び平日のうち週3日間 (有給休暇あり)	
給与(賃金)	時給：1,200円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和6年 4月 1日		
雇用者	信貴 良太 	
被雇用者		

雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府河内長野市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他（派遣等）		
勤務時間数	12 時間 / 週 （1日6時間× 2日 / 週）		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1200 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> （ ）活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 9.6 時間 （週勤務時間数） 12 時間 「※備考欄参照」	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ） （例外） <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 （続柄： 雇用理由： ）		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 大阪府河内長野市 [REDACTED] [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで		
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成		
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)		
休 日	土・日・祝日及び平日のうち週3日間 (有給休暇あり)		
給与 (賃金)	時給：1,200円 交通費：500円		
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い		
給与振込先	現金支給		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和7年 4月 1日			
雇用者 信貴 良太 			
被雇用者 [REDACTED]			

2025年 3月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
46:30	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
55,800	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	4,000	8	59,800

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		入社	退社	休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増	残業割増
1	土									
2	日									
3	月									
4	火									
5	水									
6	木									
7	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
8	土									
9	日									
10	月									
11	火	10:00	16:00	1:00	10:00	16:00	5:00	0:00	0:00	
12	水									
13	木									
14	金	10:00	16:00	1:00	10:00	16:00	5:00	0:00	0:00	
15	土									
16	日									
17	月									
18	火	10:00	16:00		10:00	16:00	6:00	0:00	0:00	
19	水									
20	木									
21	金	10:00	16:30	1:00	10:00	16:30	5:30	0:00	0:00	
22	土									
23	日									
24	月									
25	火	10:00	17:30	1:00	10:00	17:30	6:30	0:00	0:00	
26	水									
27	木									
28	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
29	土									
30	日									
31	月	10:00	17:30	1:00	10:00	17:30	6:30	0:00	0:00	
							46:30	0:00	0:00	0:00

2025年 4月

社員ID	氏名	所屬	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	----	----	-------------------

総就業時間	早期割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
36:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早期割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
43,200	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	3,000	6	46,200

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		出社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早期割増	深夜割増
1	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
2	水									
3	木									
4	金	10:00	17:30	1:00	10:00	17:30	6:30	0:00	0:00	
5	土									
6	日									
7	月									
8	火									
9	水									
10	木									
11	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
12	土									
13	日									
14	月									
15	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
16	水									
17	木									
18	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
19	土									
20	日									
21	月									
22	火	10:00	16:30	1:00	10:00	16:30	5:30	0:00	0:00	
23	水									
24	木									
25	金									
26	土									
27	日									
28	月									
29	火									
30	水									
—	—									
							36:00	0:00	0:00	0:00

2025年 5月

社員ID	氏名	所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	----	----	-------------------

総就業時間	早期割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
33:30	0:00	0:00	0:00
基本給	早期割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
40,200	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	3,000	6	43,200

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		出社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早期割増	深夜割増
1	木									
2	金	10:00	16:30	1:00	10:00	16:30	5:30	0:00	0:00	
3	土									
4	日									
5	月									
6	火									
7	水									
8	木									
9	金									
10	土									
11	日									
12	月									
13	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
14	水									
15	木									
16	金	10:00	16:00	1:00	10:00	16:00	5:00	0:00	0:00	
17	土									
18	日									
19	月									
20	火	10:00	16:00	1:00	10:00	16:00	5:00	0:00	0:00	
21	水									
22	木									
23	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
24	土									
25	日									
26	月									
27	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
28	水									
29	木									
30	金									
31	土									
							33:30	0:00	0:00	0:00

2025年 6月

社員ID	氏名	所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	----	----	-------------------

総就業時間	早期出勤時間	深夜出勤時間	残業時間
42:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早期出勤給与	深夜出勤給与	残業手当給与
50,400	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	4,000	8	54,400

日	曜日	出勤時間		休憩時間	就業時間		残業時間		
		出勤	退社		開始時刻	終了時刻	基本	早期	深夜
1	日								
2	月								
3	火	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00
4	水								
5	木								
6	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00
7	土								
8	日								
9	月								
10	火	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00
11	水								
12	木								
13	金	10:00	16:00	1:00	10:00	16:00	5:00	0:00	0:00
14	土								
15	日								
16	月								
17	火	13:00	17:00		13:00	17:00	4:00	0:00	0:00
18	水								
19	木								
20	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00
21	土								
22	日								
23	月								
24	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00
25	水								
26	木								
27	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00
28	土								
29	日								
30	月								
—	—						42:00	0:00	0:00

2025年 7月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
29:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
34,800	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	2,500	5	37,300

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		出社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	火									
2	水									
3	木									
4	金	10:00	16:00	1:00	10:00	16:00	5:00	0:00	0:00	
5	土									
6	日									
7	月									
8	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
9	水									
10	木									
11	金									
12	土									
13	日									
14	月									
15	火									
16	水									
17	木									
18	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
19	土									
20	日									
21	月									
22	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
23	水									
24	木									
25	金									
26	土									
27	日									
28	月									
29	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
30	水									
31	木									
							29:00	0:00	0:00	0:00

2025 年 8 月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
33:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
39,600	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	3,000	6	42,600

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		出社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
2	土									
3	日									
4	月									
5	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
6	水									
7	木									
8	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
9	土									
10	日									
11	月									
12	火									
13	水									
14	木									
15	金									
16	土									
17	日									
18	月									
19	火									
20	水									
21	木									
22	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
23	土									
24	日									
25	月									
26	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
27	水									
28	木									
29	金	10:00	16:00	1:00	10:00	16:00	5:00	0:00	0:00	
30	土									
31	日									
							33:00	0:00	0:00	0:00

2025年 9 月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
45:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
54,000	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	4,000	8	58,000

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		出社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	月									
2	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
3	水									
4	木									
5	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
6	土									
7	日									
8	月									
9	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
10	水									
11	木									
12	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
13	土									
14	日									
15	月									
16	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
17	水									
18	木									
19	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
20	土									
21	日									
22	月									
23	火									
24	水									
25	木									
26	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
27	土									
28	日									
29	月									
30	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
--	--									
							45:00	0:00	0:00	0:00

2025 年 10 月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
50:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
60,000	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	4,500	9	64,500

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		入社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	水									
2	木									
3	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
4	土									
5	日									
6	月									
7	火									
8	水									
9	木									
10	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
11	土									
12	日									
13	月									
14	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
15	水									
16	木									
17	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
18	土									
19	日									
20	月									
21	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
22	水									
23	木									
24	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
25	土									
26	日									
27	月									
28	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
29	水									
30	木	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
31	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
							50:00	0:00	0:00	0:00

2025 年 11 月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
33:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
39,600	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	3,000	6	42,600

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		入社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	土									
2	日									
3	月									
4	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
5	水									
6	木									
7	金									
8	土									
9	日									
10	月									
11	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
12	水									
13	木									
14	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
15	土									
16	日									
17	月									
18	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
19	水									
20	木									
21	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
22	土									
23	日									
24	月									
25	火									
26	水									
27	木									
28	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
29	土									
30	日									
--	--									
							33:00	0:00	0:00	0:00

2025年 12月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
40:00	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
48,000	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	3,500	7	51,500

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		入社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	月									
2	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
3	水									
4	木									
5	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
6	土									
7	日									
8	月									
9	火									
10	水									
11	木									
12	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
13	土									
14	日									
15	月									
16	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
17	水									
18	木									
19	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
20	土									
21	日									
22	月									
23	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
24	水									
25	木									
26	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
27	土									
28	日									
29	月									
30	火									

2026年 1月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
22:30	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
27,000	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	2,000	4	29,000

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		出社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	木									
2	金									
3	土									
4	日									
5	月									
6	火									
7	水									
8	木									
9	金	10:00	16:30	1:00	10:00	16:30	5:30	0:00	0:00	
10	土									
11	日									
12	月									
13	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
14	水									
15	木									
16	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
17	土									
18	日									
19	月									
20	火									
21	水									
22	木									
23	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
24	土									
25	日									
26	月									
27	火									
28	水									
29	木									
30	金									

2026年 2月

社員ID		氏名		所属	堺市議会議員 しぎ良太 市政相談所
------	--	----	--	----	-------------------

総就業時間	早朝割増時間	深夜割増時間	残業割増時間
23:30	0:00	0:00	0:00
基本給	早朝割増給与	深夜割増給与	残業割増給与
28,200	0	0	0
携帯電話補助費	交通費	出勤日数	支給総額
0	2,000	4	30,200

日	曜日	タイムカード時刻		休憩	就業時刻		就業時間			
		入社	退社		休憩取得時間	開始時刻	終了時刻	基本	早朝割増	深夜割増
1	日									
2	月									
3	火									
4	水									
5	木									
6	金									
7	土									
8	日									
9	月									
10	火									
11	水									
12	木									
13	金	10:00	17:30	1:00	10:00	17:30	6:30	0:00	0:00	
14	土									
15	日									
16	月									
17	火									
18	水									
19	木									
20	金	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
21	土									
22	日									
23	月									
24	火	10:00	17:00	1:00	10:00	17:00	6:00	0:00	0:00	
25	水									
26	木									
27	金	10:00	15:00		10:00	15:00	5:00	0:00	0:00	
28	土									
--	--									
--	--									

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

信貴 良太

管理責任者 (議員名)	信貴 良太		
事務所名	しぎ 良太事務所		
所在地	〒590-0155 堺市南区野々井872-1 <div style="text-align: right;">TEL 072 (284) 2000</div>		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 33.00 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 56,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 33.00 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット・コピーリース・事務用品など)・・・80%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	駐車場賃借料は家賃に含む その他の活動が全くなしとも言いきれないため按分率は80%にする。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物質貸借契約書（事業用）

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 借費 良太 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物質貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標 記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市南区野々井872-1		
住居表示	同 上		
家屋番号	872-1	建物種類	
建物名称		住戸番号	
構 造	軽量鉄骨造 スレート葺 平屋建連棟ガレージの一部		
	(共同建 一戸建 長屋建 その他)		
床面積	約33.00㎡ (約10坪)		
施工仕様	内外装仕様現状渡し。但し、給排水下水及びトイレ改修は甲の負担。		
付属設備	給排水設備・空調設備・蛍光灯照明・換気扇・トイレ		
付属施設	隣接地に普通乗用車4台・軽自動車1台の駐車場。		
付記事項			

*記入例→施工仕様……内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工等

付属設備……給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式等

付属施設……駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園等

建物質貸借契約書（事業用）

(1)

(2) 賃貸借契約期間

始期	平成27年 6月 1日より	1年 月間とする
終期	平成28年 5月 31日まで	

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名
	70,000円		預金 普通・当座
共益費	月額		口座番号 宛先名義人 71がナ
	円		

(4) 保証金

保証金	円	解約時控除金	円
-----	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒	氏名	TEL
管理人 (社名・代表者)	住所 〒	氏名	TEL

(6) 入居者

賃借人 (本人)	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
		信貴 良太	堺市市議会議員
家族又は従業員・社員など 本件建物内入居者 (多人数の場合 その他従業員 〇〇名等記入) 合計 (2)人	事務員		1名

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市		
	氏名		年齢	
	職業		借主との関係	

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
- 2 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

- 第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。
- 2 特別な事象が生じなく、解約の意思がない場合は、更新の手続きをしなくても自動的に本契約を更新することができる。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
- 2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
- 3 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
- ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
- 4 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算する。
- 5 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
- 2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
- ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合 33 には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金を相殺することはできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

（本物件内の造作等）

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

（設備・造作等の変更）

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え
- (2) 電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等
- (3) 本物件の外面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示

2 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

（修 理 等）

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備

等付属設備が、故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、乙の負担とする。

4 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

（免 責）

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

（遵守事項）

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

（乙の届出義務）

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

（許可が必要な事項）

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき

（禁止事項）

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

（第三者同居の禁止）

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

（立入点検）

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
- (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反したとき

(6)

- (2) 第11条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき
- (3) 第12条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき
- (4) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき
- (5) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

（契約の終了）

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

（期間内解約）

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 カ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 カ月分相当額を支払い即時解約することができる。

（明渡し）

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

- 2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
- 3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
- 4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

（連帯保証人）

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、
甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑 則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接
当該事業者と契約を締結するものとする。

(消 費 税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および
第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担する
ものとする。

なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金
と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項に
ついては、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い
誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第23条 下記条項のとおりとする。

Blank lined area for additional terms or conditions.

Blank lined area for additional terms or conditions.

以上

この契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、
各一通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

甲（貸入） 住 所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] (TEL [REDACTED])

乙（貸借人） 住 所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏 名 信 貴 良 太 (TEL [REDACTED])

連帯保証人 住 所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] (TEL [REDACTED])

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者 免 許 番 号 大阪府 知事(7)第33133号
 事 務 所 所 在 地 大阪府堺市西区上5.2.9番地
 商 号(名称) 株式会社 セイコーホーム販売
 代 表 者 氏 名 代表取締役 田中 京子
 宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第012242号
 氏 名 増田 実

媒介業者



1 お客様情報						
信貴 良太 様		大阪府堺市				
2 お申し込み内容						
お申し込みプラン	初期費用フリープラン					
契約形態	リース契約	契約方式	電子契約			
お申し込み日	2024年4月3日 18時07分31秒	契約締結日	2024年4月4日 16時28分13秒			
契約番号		リース契約番号				
リース期間	2024年5月24日～2029年5月23日(最長60ヶ月。リース契約は6ヶ月の自動更新)					
月間走行距離	1,500km					
リース料金及び 消費税等	1回あたり (月額)	税抜リース料	57,100円	ボーナス加算額 (1、7月に加算)	税抜金額	0円
		消費税等(10%)	5,710円		消費税等(10%)	0円
		合計	62,810円		合計	0円
	税抜リース料計	3,426,000円	課税区分	課税10%		
	消費税等(10%)	342,600円				
	リース料総額(税込)	3,768,600円	お支払い方法	クレジットカード		
3 リース自動車明細						
車名	TOYOTA カローラ クロス Z HEV 1.8L 2WD(5人)					
パッケージオプション	セーフティパッケージII					
車両	登録番号					
	車台番号					
使用場所	大阪府堺市南区野々井872-1					
4 リース料に含まれる費用						
費用項目 ○は含む ×は含まず	<input type="checkbox"/> 自賠責保険料 全期間 <input type="checkbox"/> 自動車重量税 全期間(※) <input type="checkbox"/> 自動車税(種別割) 全期間(※) <input type="checkbox"/> 自動車税(環境性能割) (※) ※各種税金の減免措置が適用される車種・グレードの場合、費用項目には含まれません					
	<input type="checkbox"/> 登録諸費用 <input type="checkbox"/> 自動車保険 <input type="checkbox"/> メンテナンス・サービス費用					
5 メンテナンス						
メンテナンス項目 ○は含む ×は含まず	<input type="checkbox"/> 法定点検(12ヶ月毎) <input type="checkbox"/> 車検整備(5年プラン・7年プランのみ) <input type="checkbox"/> 定期点検(6ヶ月毎)、新車点検 <input type="checkbox"/> 故障修理 <input type="checkbox"/> オイル・油脂類の交換・補充 <input type="checkbox"/> 各種消耗品の交換					
	<input type="checkbox"/> タイヤ交換(冬タイヤ選択時は冬タイヤ交換も含む) <input type="checkbox"/> バッテリー交換 <input type="checkbox"/> バンク修理 <input type="checkbox"/> 代車(法定点検・車検・故障修理時に車両をお預かりの場合)					
6 リース料のお支払い日 及び お支払い方法						
お支払い日	ご利用開始月の翌々月2日、以降は毎月2日					
お支払い方法	お客様指定のお支払い方法					
7 中途解約による精算金						
リース契約条項の契約終了時の特約事項記載のとおり(申し込み日時点のものに準じる)						

(次ページに続く)



8 原状回復費用		リース契約条項記載のとおり（申し込み日時点のものに準じる）	
9 特約条項		***	
10 自動車保険			
引受損害保険会社	東京海上日動火災保険株式会社		
損害保険代理店	トヨタファイナンス株式会社		
保険種類	TAP（一般自動車保険）		
保険契約者及び 記名被保険者	住所	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目8番18号 名古屋三井ビルディング北館 14F	
	氏名	株式会社 KINTO 代表取締役社長 小寺 信也	
被保険自動車	登録番号	[REDACTED]	
	車台番号	[REDACTED]	
保険期間	リース期間に準ずる		
補償内容 (リース契約条項に 基づく)	年齢制限	運転者年齢制限 なし	
	対人賠償責任保険	1名につき 無制限	
	対物賠償責任保険	1事故につき 無制限 (免責額) 0万円	
	人身傷害保険	1名につき 5,000万円 (搭乗中のみ補償)	
	傷害一時費用保険金	1名あたり ー	
	車両保険	車両保険 一般条件 お支払い限度額 リース契約の規定損害金(※1) 免責額 1回目事故 5万円 2回目事故 5万円 ※1：リースカー車両費用保険特約を付帯している為、全損事故・盗難時のリース契約の規定損害金は車両保険でカバーされます	
	その他特約等	弁護士費用等補償特約 1事故につき300万円 (被保険者1名ごと) レンタカー費用等補償特約 事故時30日限度、故障かつ搬送時15日限度 (日額はご契約車種により異なります)	
	付帯サービス等	ロードアシスト(※2) ①車両搬送費用補償・車両搬送サービス ②緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス ※2：事故・故障による車両搬送費用やバッテリー上がりの再始動・インロック時の鍵開け等が補償されます (①と②で合計で15万円が限度となります)	



1 お客様情報						
信貴 良太 様 大阪府堺市						
2 お申込み内容						
お申込みプラン	初期費用フリープラン					
契約形態	リース契約	契約方式	電子契約			
お申込み日	2024年4月3日 18時07分31秒		契約締結日	2024年4月4日 16時28分13秒		
契約番号	[REDACTED]		リース契約番号	[REDACTED]		
リース期間	2024年5月24日～2029年5月23日		ご契約車両	TOYOTA カローラ クロス セーフティパッケージII Z HEV 1.8L 2WD(5人)		
月間走行距離	1,500km					
リース料金 及び消費税等	1回あたり (月額)	税抜リース料	57,100 円	ボーナス加算額 (1、7月に加算)	税抜リース料	0 円
		消費税等(10%)	5,710 円		消費税等(10%)	0 円
		合計	62,810 円		合計	0 円
	税抜リース料計	3,426,000 円		課税区分	課税10%	
	消費税等(10%)	342,600 円				
	リース料総額(税込)	3,768,600 円		お支払い方法	クレジットカード	
3 お支払い明細						
回数	ボーナス加算有無	お取引日(※1)	リース料[円]	税率	消費税等[円]	合計[円]
1		2024年7月2日	57,100	10%	5,710	62,810
2		2024年8月2日	57,100	10%	5,710	62,810
3		2024年9月2日	57,100	10%	5,710	62,810
4		2024年10月2日	57,100	10%	5,710	62,810
5		2024年11月2日	57,100	10%	5,710	62,810
6		2024年12月2日	57,100	10%	5,710	62,810
7		2025年1月2日	57,100	10%	5,710	62,810
8		2025年2月2日	57,100	10%	5,710	62,810
9		2025年3月2日	57,100	10%	5,710	62,810
10		2025年4月2日	57,100	10%	5,710	62,810
11		2025年5月2日	57,100	10%	5,710	62,810
12		2025年6月2日	57,100	10%	5,710	62,810
13		2025年7月2日	57,100	10%	5,710	62,810
14		2025年8月2日	57,100	10%	5,710	62,810
15		2025年9月2日	57,100	10%	5,710	62,810
16		2025年10月2日	57,100	10%	5,710	62,810
17		2025年11月2日	57,100	10%	5,710	62,810

18		2025年12月2日	57,100	10%	5,710	62,810
19		2026年1月2日	57,100	10%	5,710	62,810
20		2026年2月2日	57,100	10%	5,710	62,810
21		2026年3月2日	57,100	10%	5,710	62,810
22		2026年4月2日	57,100	10%	5,710	62,810
23		2026年5月2日	57,100	10%	5,710	62,810
24		2026年6月2日	57,100	10%	5,710	62,810
25		2026年7月2日	57,100	10%	5,710	62,810
26		2026年8月2日	57,100	10%	5,710	62,810
27		2026年9月2日	57,100	10%	5,710	62,810
28		2026年10月2日	57,100	10%	5,710	62,810
29		2026年11月2日	57,100	10%	5,710	62,810
30		2026年12月2日	57,100	10%	5,710	62,810
31		2027年1月2日	57,100	10%	5,710	62,810
32		2027年2月2日	57,100	10%	5,710	62,810
33		2027年3月2日	57,100	10%	5,710	62,810
34		2027年4月2日	57,100	10%	5,710	62,810
35		2027年5月2日	57,100	10%	5,710	62,810
36		2027年6月2日	57,100	10%	5,710	62,810
37		2027年7月2日	57,100	10%	5,710	62,810
38		2027年8月2日	57,100	10%	5,710	62,810
39		2027年9月2日	57,100	10%	5,710	62,810
40		2027年10月2日	57,100	10%	5,710	62,810
41		2027年11月2日	57,100	10%	5,710	62,810
42		2027年12月2日	57,100	10%	5,710	62,810
43		2028年1月2日	57,100	10%	5,710	62,810
44		2028年2月2日	57,100	10%	5,710	62,810
45		2028年3月2日	57,100	10%	5,710	62,810
46		2028年4月2日	57,100	10%	5,710	62,810
47		2028年5月2日	57,100	10%	5,710	62,810
48		2028年6月2日	57,100	10%	5,710	62,810
49		2028年7月2日	57,100	10%	5,710	62,810
50		2028年8月2日	57,100	10%	5,710	62,810
51		2028年9月2日	57,100	10%	5,710	62,810
52		2028年10月2日	57,100	10%	5,710	62,810
53		2028年11月2日	57,100	10%	5,710	62,810
54		2028年12月2日	57,100	10%	5,710	62,810
55		2029年1月2日	57,100	10%	5,710	62,810
56		2029年2月2日	57,100	10%	5,710	62,810

57		2029年3月2日	57,100	10%	5,710	62,810
58		2029年4月2日	57,100	10%	5,710	62,810
59		2029年5月2日	57,100	10%	5,710	62,810
60		2029年6月2日	57,100	10%	5,710	62,810

※1：口座振替でのお支払いの場合、2日が土日休日の場合は、翌営業日に引き落としが実行されます。
 カード決済でのお支払いの場合、引き落とし日は各カード会社により異なります。

自由民主党堺市議会議員団
行政視察報告書

令和8年1月19日（月）沖縄県宮古島市

令和8年1月20日（火）沖縄県石垣市

信貴 良太

沖縄県宮古島市

○視察内容

「宮古島市における地下シェルターの整備状況について」

「宮古島市総合体育館（現地視察）」

担当職員

 宮古島市役所 建設部 建築課

課長 

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140
E-mail: 
TEL:(0980)79-9671 FAX:(0980)73-1081




 宮古島市議会事務局

議事係長 

〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL 0980-72-3762
FAX 0980-73-0944
E-mail: 



 沖縄県宮古島市議会事務局

次長補佐 

〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL : 0980-72-3762
FAX : 0980-73-0944
e-mail: 



1. 視察の目的

本視察は、南西地域における武力攻撃事態を想定した住民保護体制の整備状況を把握し、「特定臨時避難施設（地下シェルター）」の計画・構造・運用の実態を確認するとともに、本市の国民保護計画及び危機管理政策の高度化に資することを目的として実施した。

2. 事業の位置づけと整備経緯

本施設は総合体育館整備事業と一体で整備される複合型施設である。

- 令和2年度：基本構想
- 令和3年度：基本計画
- 令和4年度：設計着手
- 令和6～7年度：旧総合体育館解体
- 令和8～10年度：新総合体育館整備

単独シェルターではなく、「平時は体育施設、有事は避難施設」として活用する設計である。

3. 施設概要（資料3頁）

- 地上2階・地下1階（RC造一部S造）
- 延床面積：約16,500㎡
- 総事業費：約40億円
- 特定財源比率：約90%

地下部分は「特定臨時避難施設」として整備される計画である。

4. 地下避難施設の技術基準

「特定臨時避難施設の技術ガイドライン（概要）」に基づき整備。

(1) 想定事態

以下4種類の攻撃を想定：

- 着上陸侵攻
- ゲリラ攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これらに伴う爆風圧、破片衝撃、熱作用等を考慮した設計となっている。

5. 構造計画

(1) 構造体

- 外壁：厚さ 30cm 以上の鉄筋コンクリート
- 内壁：20cm 以上
- 爆風対策を考慮した構造設計

(2) 出入口

- 2 方向避難確保
- 爆風の直接作用を回避する配置

6. 設備計画

- 非常用発電設備
- 換気設備（フィルター対応）
- 給水・排水設備
- 備蓄倉庫（飲料水・食料）
- トイレ（収容人数対応）
- 通信設備

一定期間の滞在を前提とした機能整備である。

7. 令和6年6月追加要点

追加内容として、

- 出入口の自動車対策強化
- 平時駐車場利用時との転換設計
- 空調排気対策
- 入場動線混雑防止計画

が示されている。平時利用（駐車場等）から有事転用への現実的設計が強化された。

8. 政策的評価

① 平時活用との統合設計

体育館＋地下避難施設という複合化により、投資の正当性と稼働率を確保。

② 国主導の制度設計

特定財源約 90% という高い国費割合は、地方単独では困難な整備を可能にしている。

③ 技術基準の明確化

ガイドラインに基づく標準化により、性能担保と全国展開可能性を確保。

●所感

1. 危機想定「現実化」に対する率直な受け止め

宮古島市の整備は、抽象的な安全保障論ではなく、具体的な攻撃類型（弾道ミサイル、ゲリラ、航空攻撃等）を前提に設計を進めている。これは単なる危機意識の高まりではなく、国家レベルの国民保護政策が地方の都市計画へ直接組み込まれている事例である。

堺市としても、「起きるか否か」ではなく「起きた場合の行政責任をどう果たすか」という視点で議論を深める必要がある。

2. 平時活用との統合設計という合理性

宮古島市は体育館・駐車場との複合設計により、平時活用を前提とした投資設計を行っている。これは財政規模の大きい堺市においても極めて重要な示唆である。

単独シェルター整備ではなく、

- 地下駐車場
- 大規模公共施設
- 再整備予定地

と組み合わせた多用途設計こそ、都市部型モデルといえる。

3. 財源構造の重要性

約90%が特定財源という点は、地方単独整備の難しさを明確にしている。

堺市市議会としては、

- 国民保護法制の動向
- 防衛関連補助制度
- 他政令市の動き

を注視し、単独判断ではなく制度設計と連動した議論を行う必要がある。

4. 堺市における現実的検討論点

堺市は人口約 82 万人の政令指定都市であり、南西諸島とは地政学的条件が異なる。

しかしながら、

- 弾道ミサイル事案
- 大規模テロ
- 複合型災害（南海トラフ地震＋社会混乱）

といったシナリオは排除できない。

よって検討論点は次の通りである

- ① 既存地下施設の遮蔽性能調査
- ② 指定避難施設との機能差整理
- ③ 国民保護計画の実効性検証
- ④ 市民説明戦略の構築

5. 議会としての姿勢

市議会としては、

- 不安を煽る議論ではなく
- 想定を可視化し
- 必要な備えを冷静に積み上げる

ことが責務である。

本視察は、「危機管理を先送りしない自治体」の姿を示していた。

6. 総括的所感

宮古島市は、

国家安全保障と地方自治の接点に立つ最前線の事例である。

堺市は地理的状况が異なるものの、

政令指定都市としての都市防災モデルをどう構築するかという課題に直面している。

今回の視察は、

- 制度活用力
- 技術基準の具体性
- 平時統合型設計
- 合意形成の重要性

を学ぶ機会となった。

出張報告書にかかる領収書等の整理番号

12-12 1-12 1-13 1-14 1-15



沖縄県石垣市

○視察内容

「石垣市国民保護計画(避難計画)及び避難シェルターについて」

「シェルター整備予定地（現地視察）」

担当職員



石垣市役所
総務部 防災危機管理課

課長



〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地
TEL:0980-87-5533
FAX:0980-83-1427
E-mail: bousai@city.ishigaki.lg.jp

石垣市 建設部
都市建設課 建設係
係長



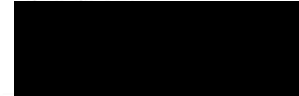
〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:0980-83-4207 FAX:0980-83-9197
Mail: (個人)
token-s@city.ishigaki.lg.jp (代表)



議会事務局

議事調査係

係長



〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:(0980)82-4054 Fax:(0980)82-1570
E-mail:

1. 視察の目的

本視察は、武力攻撃事態を想定した住民避難の実効性を確認するため、石垣市が策定する「避難実施要領（案）」および島内・島外輸送計画の具体的運用設計を把握し、都市型自治体における危機管理政策の在り方を検討することを目的として実施した。

2. 避難実施要領の基本方針

- 国の指示に基づき避難開始
- 市が確保した航空機・船舶により九州方面へ退避
- 要配慮者優先避難

という明確な原則が整理されている。

石垣市の最大の特徴は、

「長期滞在型防護」ではなく「広域移送型退避」モデルである点である。

3. 避難対象者・規模

- 石垣市人口：約 49,821 人
- 要配慮者：約 5,093 人
- 1日当たり輸送能力：約 10,485 名

という数値設計が示されている。

避難単位は原則「小学校区単位」であり、地域コミュニティ単位での集結を基本としている。

4. 輸送計画の全体像

「島外輸送計画の全体イメージ」が示されている。

輸送能力（1日あたり）

- 航空輸送：約 10,950 名
- 船舶輸送：約 420 名

複数日の継続輸送を前提として全住民退避を計画。

5. JHTC（住民避難登録センター）の設置

中央運動公園屋内練習場に設置される JHTC（住民避難登録センター）の運用方法が詳細に示されている。

機能：

- 住民確認・QR 登録
- チェックイン手続き
- 体調確認
- 誘導導線の分離

実際の体育館内レイアウト図には、登録列、待機列、医療確認動線まで具体的に設計されている。

これは「理念」ではなく「実装レベル」の計画である。

6. 要配慮者避難計画

- 要配慮者数：5,093 人
- 一般客船：4,750 人
- 船舶：621 人
- ヘリ：61 人

医療連携

- 県立八重山病院と連携
- 事前トリアージ
- 救急搬送優先

在宅 → 医療機関 → JHTC → 港・空港という詳細フローが整理されている。

7. 港湾動線計画

- 候補岸壁抽出
- 車両導線
- 救急搬送導線
- 国際埠頭との区分

まで具体化されている。

- 救急車搬送ルート
- 避難者乗船導線
- 自衛隊との連携

が図示されている。

8. 政策的評価

① 計画の具体度

避難ルート、登録方法、輸送能力、医療連携まで具体化されている点は極めて高い実効性を持つ。

② データ設計

人口規模・要配慮者数・輸送能力が明確に数値化されている。

③ 運用主体の明確化

市・県・医療機関・自衛隊等の役割分担が整理されている。

9. 都市部自治体への示唆

石垣市モデルは、

- ・ 物理的防護ではなく
- ・ 組織的移送能力の最大化

に重点を置いている。

これは、人口密集型都市での一時的退避設計にも応用可能である。

●所感

1. 「逃がし切る」設計思想への強い印象

石垣市の計画は、防護施設整備ではなく、住民を“どう動かし、どう島外へ退避させ切るか”という一点に焦点を当てた極めて実務的な設計であった。約49,821人の人口、要配慮者5,093人という具体的数値に基づき、1日あたり約10,485人の輸送能力を積み上げている。これは理念ではなく、実行能力から逆算した計画である。

2. JHTCという運用中枢の具体性

中央運動公園屋内練習場に設置される

JHTC（住民避難登録センター）のレイアウト図は、

- ・ QR登録
- ・ 待機動線の分離
- ・ 医療確認ゾーン
- ・ 移送区画の区分

まで具体化されている。

避難は「場所」より「動線と情報管理」で決まるという現実である。

3. 要配慮者対策の徹底

- 県立八重山病院との事前連携
- トリアージ
- 搬送ルートの固定化
- ヘリ輸送計画

まで明示されている。

特に印象的なのは、医療を避難計画の中心に据えている点である。

堺市は高度医療機関が集積する都市であるが、逆に言えば広域搬送時の医療負荷は極めて大きい。

石垣市のように、「避難＝医療統合設計」という視点は重要な示唆である。

4. 堺市との構造的差異

石垣市は約5万人規模、島嶼自治体である。堺市は約82万人を擁する政令指定都市である。同じモデルの単純適用は不可能である。

しかしながら、

- ・地区単位での集結
- ・登録拠点の事前設計
- ・優先順位付け
- ・輸送キャパの数値化

という方法論は都市型避難にも転用可能である。

5. 議会としての責務

視察を通じて明確に感じたのは、

危機は「計画が抽象的な自治体」において現実化するという事実である。

堺市議会としては、

- ① 本市国民保護計画の実効性点検
- ② 大規模避難時の登録拠点候補整理
- ③ 医療・警察・消防との情報共有訓練強化
- ④ 住民への理解醸成

を段階的に進める責任がある。

6. 総括所感

石垣市の計画は、住民保護を「工程管理」として設計している点に最大の学びがあった。

避難は精神論ではなく、

- ・時間軸管理
- ・人数管理
- ・導線管理
- ・医療管理

の総合マネジメントである。

堺市議会としては、都市型危機管理モデルを再構築する契機とすべきである。

